

(第九部)

第二回 参議院農林委員会會議錄第十六号

(四一六)

昭和二十三年六月二十六日(土曜日)午前
十時五十分開会

本日の會議に付した事件

○指定農林物資検査法案(内閣提出)

○家畜傳染病予防法の一部を改正する
法律案(内閣提出)

○獸医師会及び農醫師会の解散に関する
法律案(内閣提出)

○委員(補見義男君) これより委員
会を開会いたします。速記を始めて。

午前十時五十四分速記中止

午後零時一分速記開始

○委員(補見義男君) 速記を始め
て……。それでは一應休憩いたしま
す。

午後零時二分休憩

午後二時五十三分開会

○委員(補見義男君) それでは只今
から午前中に引続いて委員会を再開いた
します。

最初に指定農林物資検査法案を議題
に供します。昨日に引続いて質疑を継
続いたしたいと思いますので、どうか
御発言願いたいと思います。それから
昨日委員長から申して置きました
が、水産関係の物資がこの中に入つて
おりますので、私から水産委員長と連
絡を取ることになりました。水産委
員長としては尙研究せられることと思
いますが、先程会った時のお話では、
大体委せると、こういうことござい
ました。尙その後御研究の結果或い
は御意見が出るかも分りません。それ

だけちよつと附加えて申上げて置きま
す。それでは藤野さん。

○藤野繁雄君 指定農林物資検査法案
の別表を見ますと、食糧事務所で検査
するものと、都道府縣知事で検査す
るものと二通りがあるものでありま
す。この二通りに区分したところの理
由はどこにあるのでありますか。その
基準をお示しを願いたいと思つてあ
ります。又配給統制を行つておること
のものを國營とするということであ
つたならば、薪炭であるとか、木材と
かというものを都道府縣知事の検査に
したところの理由はどこにあるのであ
りますか。

次に食糧事務所は現在においても供
出配給に非常に多忙を極めておるので
あります。その食糧事務所が更にこ
ういふふうなものを検査するとい
うふうなことは、一方の方にお
いて重要な食糧品の供出、配給に支
障を來たすような虞れはないか、又一
方の方においては、重要農林物資の檢
査に支障を來たすことはないか。要し
ますのに、二重を追うては一重を得な
いのであります。これに対する政府
の対策は、どういふふうにお考えにな
つておるのであるか。又現在において
は検査の滞滯を嫌ひまして、食糧事務
所の委託検査を避けて、縣々からが
検査をしておるようなところもあるの
であります。今同くいうようなもの
のすべて全面的に國營といたしまし
た結果検査の滞滯を來たすようなこと
がありはしないか、その場合において

政府は検査の滞滯を來たしたならば、
如何なる責任を取られるのであるかど
うか。又別表によつて見ますと、水
産肥料のような物の検査されるので
あります。これは肥料取締法によつ
て検査をし、保証書を附けてあるの
であります。そういうふうなものも更
に検査をしなくちやいけないところの
理由はどこにあるか。すべてのものを
簡易化しなくてはならない。二重檢
査をするというところは、却つて悪い結
果を來たすようなことになりはしない
か、事務上に煩雜を來たすようなこと
になりはしないか。又十四條によつて
見ますと、農産物、水産物、林産物、
工業食品というふうな四つの部類に審
議会を設け、各審議会には五人乃至十
人の審議委員を設け、又各審議会に
専門の調査委員を置かれることにな
つておるのであります。専門の調査
委員と審議会の委員との数と、今配付
になつた予算とを對象に見ますと、
人員に齟齬があるように考えられる
のであります。そういうふうなものは齟齬がない
のであるかどうか。要しますの
に、予算全体についてもそういうふう
な点について御説明をお願いしたいと
思ふのであります。

○政府委員(山本利作君) 第一点の御
質問は、食糧事務所においてい
な検査をする、これは食糧事務の食糧
供出或いはその取扱の事務とが競合を
して、その方面に支障はないか、その
方面に支障がないとすれば今度は検査
の方が疎かになりはしないか、こ

う御質問でありまして、これは法律と
しては新しく出してあります。それ
ども、やることの内容は従前は變らない
のであります。食糧事務所を置きまし
ても、御承知のように元は食糧検査員
が縣の役人であつた。それが國の管理
に移管をされて食糧事務所の方の系統
の人になつた。ここに準じておりますよ
うな品物の検査は縣の食糧事務所がや
る建前で、これを國の機關たる食糧事
務所に委託をしてやつておるといふの
が現状であります。そういう沿革から
來ておるのであります。現状通りや
りますから、別に殖えることもなけれ
ば減ることもない、即ち何らの差支は
ないのであります。

第二点の府縣でやつておるこれらの
例えは食糧事務所でやつておるものに
ついても府縣が直接の検査機關を設けて
やつておる。これを一定期日までに國
家に統一することになるが、その間檢
査事務に滞滯を來たすのじやないかと
いう点であります。これは將來そうい
うことの予算的その他の措置がござい
ましたときに十分の準備をして切替え
たのであります。それから、滞滯を來たす
ことの虞れはあります。従つてそう
いうことも起りませんから、責任につ
いても別段考慮はいたしておらないの
であります。

次に水産肥料についての問題であり
ますが、成る程肥料にはそれ／＼保証書
を附けるのであります。この検査は
それ／＼規格を定めまして、そしてそ
れに合格するかどうかということ、
調べるのであります。水産肥料のご
ときもこれは証書は附けてあります。そ
れはいろいろ段階がございまして、そ
ういふ点から府縣で特に検査をいたす
といふことの方が一層正確である。何
と申しましたも肥料の保証書は検査員
自身が勝手と言つてと誤解があります
が、責任を持つという意味において附
けるのであります。これを検査機關
が客觀的な標準に基いて附けるとい
うことは必要なことと考えておるので
あります。

それから委員会のごとであります
が、五名乃至十名と書いてございま
して、それに対して農、林、水、工の四
つでございまして、これは予算的の措
置といたしましては、予算の方では比
較的少い数字になつておるかと思つて
あります。これは予算のことであり
ますから、おのずから全体の經費の中
で運用を付けばよいのであります。し
つゝもであります。

○藤野繁雄君 今予算を見ますと委員
の手当及び給料は委員手当が十人分
になつておるのであります。一方は五
乃至十人のが四委員会できるもので
あるから、一方の法律と予算の数字とが余
りに懸け離れておるといふとおかし
いじやないか、こう思ふのでありま
す。それから先づきの専門委員であり
まして四つの委員会があつて、一つ
の委員会に十人乃至二十人といふこと
であれば、この予算のように十人にて

れに合格するかどうかということ、
調べるのであります。水産肥料のご
ときもこれは証書は附けてあります。そ
れはいろいろ段階がございまして、そ
ういふ点から府縣で特に検査をいたす
といふことの方が一層正確である。何
と申しましたも肥料の保証書は検査員
自身が勝手と言つてと誤解があります
が、責任を持つという意味において附
けるのであります。これを検査機關
が客觀的な標準に基いて附けるとい
うことは必要なことと考えておるので
あります。

それから委員会のごとであります
が、五名乃至十名と書いてございま
して、それに対して農、林、水、工の四
つでございまして、これは予算的の措
置といたしましては、予算の方では比
較的少い数字になつておるかと思つて
あります。これは予算のことであり
ますから、おのずから全体の經費の中
で運用を付けばよいのであります。し
つゝもであります。

○藤野繁雄君 今予算を見ますと委員
の手当及び給料は委員手当が十人分
になつておるのであります。一方は五
乃至十人のが四委員会できるもので
あるから、一方の法律と予算の数字とが余
りに懸け離れておるといふとおかし
いじやないか、こう思ふのでありま
す。それから先づきの専門委員であり
まして四つの委員会があつて、一つ
の委員会に十人乃至二十人といふこと
であれば、この予算のように十人にて

は余りにも懸け離れて別な方を流用すればよいとは言ふものの、何だかおかしいような感じがしないかというところ、先づ質問しました薪炭及び木材というような、配給統制をするところのものを國營にするということはこれはどうであるか。

○政府委員(山本利作君) お尋ねになりました点を落して恐縮であります。が、都道府縣知事がやつておる中の薪炭、木材、これは國で統制したらどうかという御意見でございますが、成る程検査事務というものは殆んど國の行なう事務でございますので、重要物資についてはできるだけこれは統一することという趣旨として望ましいこととでございますが、実際の運用上から申しますと、おのずからそこに財政の点も考慮いたさなければならぬし、それから検査員は検査だけかと言いますと、そうでもなくて、その他の仕事もやつておるというのが実情でございますので、当分ここに分けてあるような状況で進んで行きたいと考えておるのではありません。

それから予算の点であります。配付した資料の中にあります委員の数は、それは各機別の委員ごとにおいたということでございますので、差支ないというわけでございます。

○委員(橋見義男君) それからちよつと先程政府側から提出に際して断わりを附けておられたのを委員長から申上げるのを忘れたのですが、この予算はまだ確定的な予算ではなくて、二番目に書いておりますように大蔵省と予算支出について目下折衝中の未確定の予算でありますから、従つていろ／＼不備の点がありますれば、御

指摘を願つて完全な予算のできるようになれば尚結構だと思ひます。そういう含みで御審議願ひたいと思ひます。

○島村軍次君 予算を見ると予備金支出の折衝中とありますが、その金額千九百九十六万三千余円は只今の農政局長の御説明によると、法律は新しいけれども、実質的に差異はないという点と矛盾するように思ひますが、その点はどうですか。

○説明員(細田茂三郎君) 只今農政局長から現行のままで申し上げましたのは、食糧事務所が都道府縣の委託を受けて検査を実施しておる、そういう点についてそれを國營検査に移しても、實質上委託検査をしておつたものを今度國營検査に移すのだから変りはない、そういう点だけでございまして、予算の方を請求すると、今まで國營検査の予算がなかつたのに國營検査の予算を請求する、そういう点は現行のままだけでございまして、それでこの予備金支出の予算の点につきましては大体手数料収入で賄ひ得る程度の予算を請求してございまして、

○島村軍次君 只今御配付になりました予算ですから、まだ内容を検討する暇がありませんけれども、この予算を見ると歳入二千万円であり、歳出一千九百九十六万とあります外に、農林物資の企画審議に要する経費九十六万四千円とありますが、千九百九十六万四千円にプラス九十六万四千円と解してよろしいか、それからその内訳の企画審議に要する経費二十四万一千円は、これは前の審議に要する九十六万四千円の中でございまして、その点と、それからこの府縣でやつておつたものが、國へ移

るといふものと、それから府縣限りでやるのと、二つあると思うんですが、從來府縣でやつておつた手数料と、今回の手数料との大凡の値上りの比率はどういう点になつておりますか。その点を一つ……。

○説明員(細田茂三郎君) 只今予算の点につきましては、御質問がありました。が、予算の点につきましては、そこに上つております九十六万四千円と申しますのは、四つの審議に要する費用といたしまして、大体合計四倍したのでございます。その次にございまして、二十四万一千円というものが、一審議會当りの経費という意味でございます。でございますから、九十六万四千円と申しますのは、前の予算にプラスして計算すべきものと存じます。それから検査手数料の点につきましては、一應現行のままで予定してございまして、

○板野勝次君 この國營検査をやらないで、過去の点にどうも理解できないのですが、過去において、いろ／＼な團體がやつたその検査の實際の状況はどういう効果があつたのでしょうか。その点をちよつと承りたいと思ひます。

○政府委員(山本利作君) 過去におきまして、工業製品又は水産物或いはこの食糧品等の工業製品につきましましては、業者團體で検査をする、規則の根拠は法令でありまして、又團體にやらしてもよろしいというものが通例であつたのであります。そういうことは大體業界に通じた人がそういう専門的な知識を持つてやるということには、それ自体としては必ずしも悪いことではなかつたのであります。併しこの新らしい法制下におきましては、大體の觀念

として、公の権力に基くようなことは政府としてやる。或いは公共團體自身が行ふ。こういう制度になるかと思ひます。そういうことに切換えられておるのであります。又事業者團體法等も、この國會に制定される見込であります。それから検査をやることのできます。それからそれは任意検査でありまして、強制的な検査はできない。そういうような新しい最近における法律上の觀念の相違ということが理由だと思ひます。

○板野勝次君 そこでどうもその國營検査をやらなければならぬという理由がはつきり出て來ないのではありませんか、事實上そういう團體でも、何か品質の改善とか、製品の規格を統一する等のことが行われても、實際は証紙のようなのを出して、本当には實際の検査をされていなかったと、提案理由の中にも書いておる通りに、その家内工業的なものは、余りその技術の進歩が遅いと、そこで政府は積極的の働き掛けて、技術的な指導をやると言つて見ても、その検査員等が本當に技術の問題を体得しておるわけではないし、お座なりに流れ勝ちではないか。そうして見ると、そういう煩雜な検査制度があるために、先程もちよつと問題が出ておりました。検査が滞滞するとか、或いはその検査が完了しないために、荷出し等の措置にも困る。或いは検査員が非常に何と言ひますか。役得を請求するといふような弊害の面が却つて多くて、利益になる面が少いんじゃないかという感じがするのですが、そういう点に対して何か、そうじやなく、これができると、うまく行くという確信があるんでしょうか。

○政府委員(平野善治郎君) 只今板野さんのお話がありましたが、政府が國の検査を勵行するということは、提案理由でも御説明申し上げました通り、從來のいろ／＼な検査の制度を見ますと、或いは現在の日本の小企業家の難多なものを統一して、進歩発達を図る上について、今までのものでは、不十分な数々の点があつたので、これを統一した國の検査をしながら、指導して行つた方がよろしいと、こういうふうな考えまして、この制度を採つたような次第であります。

○山崎恒君 この規格の統一をするという趣旨は、十分了解しておるのであります。が、殊にこの全國的に互る規格の統一をする場合に、このいろ／＼の品目があるんですが、これは北の北海道の方から、南九州まで互る間に、おの／＼地方色によるところの從來の製品規格というものがあつたと思ひますが、これが全國統一の規格にできるかどうか、同時に、さうなことにありますれば、検査をするところの官吏に対して、一定の能力を、技術を與えなければならぬ。それに、從來はこういうまち／＼な、自主的にやつておつたものであります。が、この統一ある検査の技術というものをやはり訓練するのであるかどうかといううようなことをお聴きたいと思ひます。

次に、只今の、先程の御説明では、從來の収入予算と變りがないというふうな御意見であります。が、近く物價改訂がされるであろうところの情勢にありまして、現狀におきましては、物價が改

いる。不備の点がありますれば、御

の府縣でやつておつたものが、國へ移

い法制下におきましては、大体の觀念

いう確信があるんでしようか。

ります現狀におきましては、物價が改

訂されれば、やはりこうした検査
手数料は改正されるであらうかどうか
という点、次に從來の〓各

縣ごとに、自主的検査をしておつたの
であります、この検査員というものを
をどういう工合に処理されるか、こ

〓政府委員(平野善治郎君) 只今山崎

委員の御質問であります。政府とい

ましては、できるだけ規格を或る程

度まで少くして、そうして全国的な統

一を図つておるのであります。がもと

り只今お説のようにいろ〓な個々の

地方によつて、必ずしも同じ製品を持

つというわけに参らない。そういうよ

うなことも十分加味して、全国的に不

便のないような、而もできるだけ規格

を少くして行く、こういう方針で進ん

ております。又規格をそういうように

進めて行く際において、官吏の能力に

ついて、よく訓練しなければなら

ない。御説であります。が、全くその

通りでございます。鋭意その能力の

向上のために万全の策を立てたい、こ
ういふふうに考へております。尙物質
改正に伴つて検査料の値上をするの
であるかというお尋ねであります。が、
只今のところ値上をする意思はありま
せん。尙今までの検査員をどうする
かという問題は、今までの検査員をそ
のままその能力を活かして引継いで行
きたい、いふように考へております。

〓北村一男君 検査をすれば合格品が
出るわけでありまして、この不合格
品をどういふふう処理なさるおつも

りであるか、從來地方々々で検査を
しておりますときは、これは適当に処
理されておる。國で検査をして不

〓政府委員(山本利作君) これはあの
法律の中に書いてございす通り、
不合格品はこれを取引の対象にできな

いのであります。

〓北村一男君 取引の対象にはできな
いとなると、この資材を使い、労力を
掛けたものはどういふふうになります

か、それが少い量ならばよろしいけ
れども、相当量に達した場合において

〓政府委員(平野善治郎君) 只今お話
がございまして御尤もでございます。
が、いろ〓統計等がございまして、

〓政府委員(平野善治郎君) 只今お話
がございまして御尤もでございます。
が、いろ〓統計等がございまして、

〓政府委員(平野善治郎君) 只今お話
がございまして御尤もでございます。
が、いろ〓統計等がございまして、

〓政府委員(平野善治郎君) 只今お話
がございまして御尤もでございます。
が、いろ〓統計等がございまして、

〓政府委員(平野善治郎君) 只今お話
がございまして御尤もでございます。
が、いろ〓統計等がございまして、

〓政府委員(平野善治郎君) 只今お話
がございまして御尤もでございます。
が、いろ〓統計等がございまして、

〓政府委員(平野善治郎君) 只今お話
がございまして御尤もでございます。
が、いろ〓統計等がございまして、

〓政府委員(平野善治郎君) 只今お話
がございまして御尤もでございます。
が、いろ〓統計等がございまして、

〓政府委員(平野善治郎君) 只今お話
がございまして御尤もでございます。
が、いろ〓統計等がございまして、

〓政府委員(平野善治郎君) 只今お話
がございまして御尤もでございます。
が、いろ〓統計等がございまして、

〓政府委員(平野善治郎君) 只今お話
がございまして御尤もでございます。
が、いろ〓統計等がございまして、

か、菓子から佃煮まで一つ〓これを
検査するのは何十万の検査員があつ
ても足りないと思ひますが、そういう
ことをやられるのか、お伺いしたいと

〓政府委員(平野善治郎君) 只今羽生
委員のお尋ねでございますが、この歴
大な数量でございますから、全部でき

たものを一個々々検査というわけには
勿論参りかねますので、從來もやつ

〓政府委員(平野善治郎君) 只今お話
がございまして御尤もでございます。
が、いろ〓統計等がございまして、

〓政府委員(平野善治郎君) 只今お話
がございまして御尤もでございます。
が、いろ〓統計等がございまして、

〓政府委員(平野善治郎君) 只今お話
がございまして御尤もでございます。
が、いろ〓統計等がございまして、

〓政府委員(平野善治郎君) 只今お話
がございまして御尤もでございます。
が、いろ〓統計等がございまして、

〓政府委員(平野善治郎君) 只今お話
がございまして御尤もでございます。
が、いろ〓統計等がございまして、

〓政府委員(平野善治郎君) 只今お話
がございまして御尤もでございます。
が、いろ〓統計等がございまして、

〓政府委員(平野善治郎君) 只今お話
がございまして御尤もでございます。
が、いろ〓統計等がございまして、

〓政府委員(平野善治郎君) 只今お話
がございまして御尤もでございます。
が、いろ〓統計等がございまして、

〓政府委員(平野善治郎君) 只今お話
がございまして御尤もでございます。
が、いろ〓統計等がございまして、

〓政府委員(平野善治郎君) 只今お話
がございまして御尤もでございます。
が、いろ〓統計等がございまして、

〓政府委員(平野善治郎君) 只今お話
がございまして御尤もでございます。
が、いろ〓統計等がございまして、

〓政府委員(平野善治郎君) 只今お話
がございまして御尤もでございます。
が、いろ〓統計等がございまして、

〓政府委員(平野善治郎君) 只今お話
がございまして御尤もでございます。
が、いろ〓統計等がございまして、

〓政府委員(平野善治郎君) 只今お話
がございまして御尤もでございます。
が、いろ〓統計等がございまして、

待遇し、住宅も建ててやる、事務所も
建ててやつておるのであります。が、も
う少し本當に検査に權威あらしめるに

〓政府委員(平野善治郎君) 只今お話
がございまして御尤もでございます。
が、いろ〓統計等がございまして、

〓政府委員(平野善治郎君) 只今お話
がございまして御尤もでございます。
が、いろ〓統計等がございまして、

〓政府委員(平野善治郎君) 只今お話
がございまして御尤もでございます。
が、いろ〓統計等がございまして、

〓政府委員(平野善治郎君) 只今お話
がございまして御尤もでございます。
が、いろ〓統計等がございまして、

〓政府委員(平野善治郎君) 只今お話
がございまして御尤もでございます。
が、いろ〓統計等がございまして、

〓政府委員(平野善治郎君) 只今お話
がございまして御尤もでございます。
が、いろ〓統計等がございまして、

〓政府委員(平野善治郎君) 只今お話
がございまして御尤もでございます。
が、いろ〓統計等がございまして、

〓政府委員(平野善治郎君) 只今お話
がございまして御尤もでございます。
が、いろ〓統計等がございまして、

〓政府委員(平野善治郎君) 只今お話
がございまして御尤もでございます。
が、いろ〓統計等がございまして、

〓政府委員(平野善治郎君) 只今お話
がございまして御尤もでございます。
が、いろ〓統計等がございまして、

〓政府委員(平野善治郎君) 只今お話
がございまして御尤もでございます。
が、いろ〓統計等がございまして、

〓政府委員(平野善治郎君) 只今お話
がございまして御尤もでございます。
が、いろ〓統計等がございまして、

〓政府委員(平野善治郎君) 只今お話
がございまして御尤もでございます。
が、いろ〓統計等がございまして、

〓政府委員(平野善治郎君) 只今お話
がございまして御尤もでございます。
が、いろ〓統計等がございまして、

〓政府委員(平野善治郎君) 只今お話
がございまして御尤もでございます。
が、いろ〓統計等がございまして、

〓政府委員(平野善治郎君) 只今お話
がございまして御尤もでございます。
が、いろ〓統計等がございまして、

又検査員の待遇が非常に他の一般よ
りも劣つておるので、立派な検査がで
きないのではないかというお話であり

〓政府委員(平野善治郎君) 只今お話
がございまして御尤もでございます。
が、いろ〓統計等がございまして、

〓政府委員(平野善治郎君) 只今お話
がございまして御尤もでございます。
が、いろ〓統計等がございまして、

〓政府委員(平野善治郎君) 只今お話
がございまして御尤もでございます。
が、いろ〓統計等がございまして、

〓政府委員(平野善治郎君) 只今お話
がございまして御尤もでございます。
が、いろ〓統計等がございまして、

〓政府委員(平野善治郎君) 只今お話
がございまして御尤もでございます。
が、いろ〓統計等がございまして、

〓政府委員(平野善治郎君) 只今お話
がございまして御尤もでございます。
が、いろ〓統計等がございまして、

〓政府委員(平野善治郎君) 只今お話
がございまして御尤もでございます。
が、いろ〓統計等がございまして、

〓政府委員(平野善治郎君) 只今お話
がございまして御尤もでございます。
が、いろ〓統計等がございまして、

〓政府委員(平野善治郎君) 只今お話
がございまして御尤もでございます。
が、いろ〓統計等がございまして、

〓政府委員(平野善治郎君) 只今お話
がございまして御尤もでございます。
が、いろ〓統計等がございまして、

〓政府委員(平野善治郎君) 只今お話
がございまして御尤もでございます。
が、いろ〓統計等がございまして、

〓政府委員(平野善治郎君) 只今お話
がございまして御尤もでございます。
が、いろ〓統計等がございまして、

〓政府委員(平野善治郎君) 只今お話
がございまして御尤もでございます。
が、いろ〓統計等がございまして、

〓政府委員(平野善治郎君) 只今お話
がございまして御尤もでございます。
が、いろ〓統計等がございまして、

〓政府委員(平野善治郎君) 只今お話
がございまして御尤もでございます。
が、いろ〓統計等がございまして、

〓政府委員(平野善治郎君) 只今お話
がございまして御尤もでございます。
が、いろ〓統計等がございまして、

○板野勝次君 この検査の問題なんで

起きて来るのではないか、こういうこ

でございすが、併しやはり折角多大

いの惜しいという御趣旨でございま

ないから、それでは一つ細でも納つて

御飯でも待とうという場合には、

ちよいとやるような家庭工業でありま

して、殊にこうした仕事は小学校へ行

つておるような子供達、殊に東北地方

におきましては特に数ヶ月間雪に閉ざ

れておる國でありますので、学校へ行

つておる生徒などで子供達がこうし

たものに従事する機会が多いのであり

ますが、そうしたものでたま／＼國の

査にちよとしたところで落ちるとい

うような場合がこれは往々にしてあ

ると思います。それを販賣対象にしな

いというふうなことになる、私が申

しました閣の対象物になる、こういう

ふうな虞れがあるので、私は價格操

上に入れて／＼な開きを附けて、

これは現状の取引機構の中へ入れる

べきだと思ふのであります。大体私と

政府の見解は違ふのでありますが、い

ま少しその点を御研究願いたいと思

うか。

○藤野繁雄君 過去の検査の実績と取

引の実際から考えてみまするとい

うこと、例えは一等、二等、三

等、不合格というふうなものになつ

たならば、一等のものより不合格の

方が高く取引されておるのであり

ます。取引の対象にならないから、

山崎君が言うように閣の対象になるの

でございすが、閣の助長になるとい

うこと、例えは一等、二等、三

等、不合格というふうなものになつ

たならば、一等のものより不合格の

方が高く取引されておるのであり

ます。取引の対象にならないから、

山崎君が言うように閣の対象になる

のでございすが、閣の助長になると

いうこと、例えは一等、二等、三

等、不合格というふうなものになつ

たならば、一等のものより不合格の

方が高く取引されておるのであり

ます。取引の対象にならないから、

山崎君が言うように閣の対象になる

のでございすが、閣の助長になると

いうこと、例えは一等、二等、三

等、不合格というふうなものになつ

たならば、一等のものより不合格の

方が高く取引されておるのであり

ます。取引の対象にならないから、

山崎君が言うように閣の対象になる

のでございすが、閣の助長になると

いうこと、例えは一等、二等、三

等、不合格というふうなものになつ

たならば、一等のものより不合格の

方が高く取引されておるのであり

ます。取引の対象にならないから、

山崎君が言うように閣の対象になる

のでございすが、閣の助長になると

いうこと、例えは一等、二等、三

等、不合格というふうなものになつ

たならば、一等のものより不合格の

方が高く取引されておるのであり

ます。取引の対象にならないから、

山崎君が言うように閣の対象になる

のでございすが、閣の助長になると

いうこと、例えは一等、二等、三

等、不合格というふうなものになつ

たならば、一等のものより不合格の

方が高く取引されておるのであり

ます。取引の対象にならないから、

山崎君が言うように閣の対象になる

のでございすが、閣の助長になると

いうこと、例えは一等、二等、三

等、不合格というふうなものになつ

たならば、一等のものより不合格の

方が高く取引されておるのであり

ます。取引の対象にならないから、

山崎君が言うように閣の対象になる

のでございすが、閣の助長になると

いうこと、例えは一等、二等、三

等、不合格というふうなものになつ

たならば、一等のものより不合格の

方が高く取引されておるのであり

ます。取引の対象にならないから、

山崎君が言うように閣の対象になる

のでございすが、閣の助長になると

いうこと、例えは一等、二等、三

等、不合格というふうなものになつ

たならば、一等のものより不合格の

方が高く取引されておるのであり

ます。取引の対象にならないから、

山崎君が言うように閣の対象になる

のでございすが、閣の助長になると

いうこと、例えは一等、二等、三

等、不合格というふうなものになつ

たならば、一等のものより不合格の

方が高く取引されておるのであり

ます。取引の対象にならないから、

山崎君が言うように閣の対象になる

のでございすが、閣の助長になると

いうこと、例えは一等、二等、三

等、不合格というふうなものになつ

たならば、一等のものより不合格の

方が高く取引されておるのであり

ます。取引の対象にならないから、

○島村重次君 次に眞綿及び眞綿製品の検査であります。この実例から申しますと、私の縣では製品も非常に少いのでありますが、僅かな人が従来組合で極めて簡単な検査をやつておつた、この間の協議会では國に移る、今までの経費で、今まで通りやつて呉れということと打合せができたのであります。ところが事実問題としては業者から相當の寄附を取つてやる。寄附を取らねば検査員が出て行つて検査するの、旅費がないというやうな突例であります。従つて経費の問題が出て来ると思ふのであります。國に名前を移るが、事實は業者の寄附金を取つて施行するといふやうな結果に相成ると思ふのであります。そういう問題に対してはどうお考えになつておりますか。

○政府委員(山添利作君) 眞綿は國營検査ではないのであります。この法律に基いて都道府縣の知事が検査をする義務がある、こういうことに相成るわけでありまして、もとより只今のやうな場合は望ましい場合ではございません。將來改善を要すると思ひます。が、まあ当面のところは現状に即してやつて行くより他に方法はないと思ひます。

○板野勝次君 ちよつとお尋ねしますが、會て民間の團體が自治的に検査しておつたのが、今度は事業者団体法案によると、全然民間で自主的には一切検査できないことになるのですか。

○政府委員(山添利作君) 強制検査はできません。

○板野勝次君 強制検査はできませんが、自主的に自治検査はできるのですか。

○政府委員(山添利作君) それは差支ないわけではあります。その場合は獎勵のために業者が任意に受けて来るということであつてよろしい。

○委員(梶見義男君) ちよつとお伺ひしますが、別表の中で現在やつておられないもので、新しく加わるもの、或いは現在やつておつて、ここに先にも薄荷がありましたか、こういうものはどういふものですか、品目は……。

○説明員(細田茂三郎君) 現在この別表の中で検査を実施してないものは、都道府縣で煉豆炭それから寒天、眞綿、及び眞綿製品、ソース、食酢、種、育兒菓子、瓶詰、これだけは民間團體で今まで検査を実施しておりましたので、これは物價統制の關係からどうしてでも事實上の強制検査になるという点を考慮いたしました。都道府縣知事に委任の形をとつたのであります。

○委員(梶見義男君) 寒天は現在やつておられますか。

○説明員(細田茂三郎君) これは今までの寒天協會でやつておりました。それから今までの検査を実施してないものは、都道府縣で煉豆炭それから寒天、眞綿、及び眞綿製品、ソース、食酢、種、育兒菓子、瓶詰、これだけは民間團體で今まで検査を実施しておりましたので、これは物價統制の關係からどうしてでも事實上の強制検査になるという点を考慮いたしました。都道府縣知事に委任の形をとつたのであります。

○委員(梶見義男君) 寒天は現在やつておられますか。

○説明員(細田茂三郎君) これは今までの寒天協會でやつておりました。それから今までの検査を実施してないものは、都道府縣で煉豆炭それから寒天、眞綿、及び眞綿製品、ソース、食酢、種、育兒菓子、瓶詰、これだけは民間團體で今まで検査を実施しておりましたので、これは物價統制の關係からどうしてでも事實上の強制検査になるという点を考慮いたしました。都道府縣知事に委任の形をとつたのであります。

○委員(梶見義男君) 寒天は現在やつておられますか。

○説明員(細田茂三郎君) これは今までの寒天協會でやつておりました。それから今までの検査を実施してないものは、都道府縣で煉豆炭それから寒天、眞綿、及び眞綿製品、ソース、食酢、種、育兒菓子、瓶詰、これだけは民間團體で今まで検査を実施しておりましたので、これは物價統制の關係からどうしてでも事實上の強制検査になるという点を考慮いたしました。都道府縣知事に委任の形をとつたのであります。

○委員(梶見義男君) 寒天は現在やつておられますか。

○委員(梶見義男君) 寒天は現在やつておられますか。

○説明員(細田茂三郎君) これは今までの寒天協會でやつておりました。それから今までの検査を実施してないものは、都道府縣で煉豆炭それから寒天、眞綿、及び眞綿製品、ソース、食酢、種、育兒菓子、瓶詰、これだけは民間團體で今まで検査を実施しておりましたので、これは物價統制の關係からどうしてでも事實上の強制検査になるという点を考慮いたしました。都道府縣知事に委任の形をとつたのであります。

○委員(梶見義男君) 寒天は現在やつておられますか。

○説明員(細田茂三郎君) これは今までの寒天協會でやつておりました。それから今までの検査を実施してないものは、都道府縣で煉豆炭それから寒天、眞綿、及び眞綿製品、ソース、食酢、種、育兒菓子、瓶詰、これだけは民間團體で今まで検査を実施しておりましたので、これは物價統制の關係からどうしてでも事實上の強制検査になるという点を考慮いたしました。都道府縣知事に委任の形をとつたのであります。

○委員(梶見義男君) 寒天は現在やつておられますか。

○委員(梶見義男君) 寒天は現在やつておられますか。

○説明員(細田茂三郎君) これは今までの寒天協會でやつておりました。それから今までの検査を実施してないものは、都道府縣で煉豆炭それから寒天、眞綿、及び眞綿製品、ソース、食酢、種、育兒菓子、瓶詰、これだけは民間團體で今まで検査を実施しておりましたので、これは物價統制の關係からどうしてでも事實上の強制検査になるという点を考慮いたしました。都道府縣知事に委任の形をとつたのであります。

○委員(梶見義男君) 寒天は現在やつておられますか。

○説明員(細田茂三郎君) これは今までの寒天協會でやつておりました。それから今までの検査を実施してないものは、都道府縣で煉豆炭それから寒天、眞綿、及び眞綿製品、ソース、食酢、種、育兒菓子、瓶詰、これだけは民間團體で今まで検査を実施しておりましたので、これは物價統制の關係からどうしてでも事實上の強制検査になるという点を考慮いたしました。都道府縣知事に委任の形をとつたのであります。

○委員(梶見義男君) 寒天は現在やつておられますか。

○委員(梶見義男君) 寒天は現在やつておられますか。

○説明員(細田茂三郎君) これは今までの寒天協會でやつておりました。それから今までの検査を実施してないものは、都道府縣で煉豆炭それから寒天、眞綿、及び眞綿製品、ソース、食酢、種、育兒菓子、瓶詰、これだけは民間團體で今まで検査を実施しておりましたので、これは物價統制の關係からどうしてでも事實上の強制検査になるという点を考慮いたしました。都道府縣知事に委任の形をとつたのであります。

○委員(梶見義男君) 寒天は現在やつておられますか。

○説明員(細田茂三郎君) これは今までの寒天協會でやつておりました。それから今までの検査を実施してないものは、都道府縣で煉豆炭それから寒天、眞綿、及び眞綿製品、ソース、食酢、種、育兒菓子、瓶詰、これだけは民間團體で今まで検査を実施しておりましたので、これは物價統制の關係からどうしてでも事實上の強制検査になるという点を考慮いたしました。都道府縣知事に委任の形をとつたのであります。

○委員(梶見義男君) 寒天は現在やつておられますか。

○委員(梶見義男君) 寒天は現在やつておられますか。

○説明員(細田茂三郎君) これは今までの寒天協會でやつておりました。それから今までの検査を実施してないものは、都道府縣で煉豆炭それから寒天、眞綿、及び眞綿製品、ソース、食酢、種、育兒菓子、瓶詰、これだけは民間團體で今まで検査を実施しておりましたので、これは物價統制の關係からどうしてでも事實上の強制検査になるという点を考慮いたしました。都道府縣知事に委任の形をとつたのであります。

○委員(梶見義男君) 寒天は現在やつておられますか。

○説明員(細田茂三郎君) これは今までの寒天協會でやつておりました。それから今までの検査を実施してないものは、都道府縣で煉豆炭それから寒天、眞綿、及び眞綿製品、ソース、食酢、種、育兒菓子、瓶詰、これだけは民間團體で今まで検査を実施しておりましたので、これは物價統制の關係からどうしてでも事實上の強制検査になるという点を考慮いたしました。都道府縣知事に委任の形をとつたのであります。

○委員(梶見義男君) 寒天は現在やつておられますか。

○委員(梶見義男君) 寒天は現在やつておられますか。

○説明員(細田茂三郎君) これは今までの寒天協會でやつておりました。それから今までの検査を実施してないものは、都道府縣で煉豆炭それから寒天、眞綿、及び眞綿製品、ソース、食酢、種、育兒菓子、瓶詰、これだけは民間團體で今まで検査を実施しておりましたので、これは物價統制の關係からどうしてでも事實上の強制検査になるという点を考慮いたしました。都道府縣知事に委任の形をとつたのであります。

○委員(梶見義男君) 寒天は現在やつておられますか。

○説明員(細田茂三郎君) これは今までの寒天協會でやつておりました。それから今までの検査を実施してないものは、都道府縣で煉豆炭それから寒天、眞綿、及び眞綿製品、ソース、食酢、種、育兒菓子、瓶詰、これだけは民間團體で今まで検査を実施しておりましたので、これは物價統制の關係からどうしてでも事實上の強制検査になるという点を考慮いたしました。都道府縣知事に委任の形をとつたのであります。

○委員(梶見義男君) 寒天は現在やつておられますか。

○委員(梶見義男君) 寒天は現在やつておられますか。

○説明員(細田茂三郎君) これは今までの寒天協會でやつておりました。それから今までの検査を実施してないものは、都道府縣で煉豆炭それから寒天、眞綿、及び眞綿製品、ソース、食酢、種、育兒菓子、瓶詰、これだけは民間團體で今まで検査を実施しておりましたので、これは物價統制の關係からどうしてでも事實上の強制検査になるという点を考慮いたしました。都道府縣知事に委任の形をとつたのであります。

○委員(梶見義男君) 寒天は現在やつておられますか。

○説明員(細田茂三郎君) これは今までの寒天協會でやつておりました。それから今までの検査を実施してないものは、都道府縣で煉豆炭それから寒天、眞綿、及び眞綿製品、ソース、食酢、種、育兒菓子、瓶詰、これだけは民間團體で今まで検査を実施しておりましたので、これは物價統制の關係からどうしてでも事實上の強制検査になるという点を考慮いたしました。都道府縣知事に委任の形をとつたのであります。

○委員(梶見義男君) 寒天は現在やつておられますか。

自主的に自治検査はできるのですか。

下位のものを標準として作つて、品質

の二百二十二條に「普通地方公共団体

大抵等外に入る、こう考えておりま

藤野 繁雄君
松村眞一郎君

政府委員

山崎 恒君
板野 勝次君
廣瀬與兵衛君

農林政務次官

平野善治郎君

農林事務官

山添 利作君

説明員

農林事務官

加藤 泰守君

大臣官房文書課勤務

農林事務官

細田茂三郎君

昭和二十三年八月二十三日印刷

昭和二十三年八月二十四日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局